

個人所得課税の税率構造の国際比較(イメージ)

(2021年1月現在)

日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
<p>(所得税+個人住民税)</p> <p>→ (給与収入)</p> <p>※個人住民税(一律10%)</p>	<p>(所得税+地方個人所得税)</p> <p>※ニューヨーク市の場合 州税率: 4.00~8.82% 8段階 市税率: 2.7~3.4% 4段階 + 税額の14%の付加税</p>	<p>(所得税)</p> <p>3段階</p> <p>※個人所得に対して課される 地方税はない。</p>	<p>(所得税+連帯付加税)</p> <p>※連帯付加税は所得税に加えて課される連邦税(所得税額の5.5%)である。</p>	<p>(所得税+社会保障関連諸税)</p> <p>※社会保障関連諸税は所得税に加えて給与収入に対して課される税(計9.7%)である。</p>
<p>(所得税)</p> <p>7段階</p> <p>→ (給与収入)</p>	<p>(所得税)</p> <p>7段階</p>	<p>(所得税)</p> <p>3段階</p>	<p>(所得税)</p> <p>方程式</p> <p>※所得税は共有税であり、連邦、州及び市町村にそれぞれ税収が配分される。</p>	<p>(所得税)</p> <p>5段階</p> <p>※個人所得に対して課される地方税はない。</p>

(注1) 日本については、2013年(平成25年)1月から2037年(令和19年)12月までの時限措置として、別途、基準所得税額に対して2.1%の復興特別所得税が課される。

(注2) フランスについては、2012年1月から財政赤字が解消するまでの時限措置として、高額所得者の所得に対して0~4%(3段階)の所得課税が別途課される。